

入湯税特別徴収の手引



令和8年4月

岐阜県下呂市

「入湯税特別徴収の手引」

目 次

	はじめに	1 ページ
	入湯税に係る主な改正点	1 ページ
1	入湯税の概要	2 ページ
2	納税義務者	3 ページ
3	課税免除	3 ページ
4	税率	4 ページ
5	徴収の方法	4 ページ
6	特別徴収義務者	4 ページ
7	特別徴収の手続き	5 ページ
8	延滞金・加算金	5 ページ
9	経営申告書の提出	6 ページ
10	帳簿（徴収原簿）の記載	7 ページ
11	実地調査	7 ページ
12	入湯税の用途と収納状況	8 ページ
13	申告書等の記入例	9 ページ
14	Q & A	12 ページ
15	参考資料（条例の規定等）	14 ページ

下呂市役所 税務課

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地

TEL (0576) 24-2222 直通 0576-24-2637

FAX (0576) 24-2772

◎はじめに

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に御負担いただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び下呂市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯客から徴収していただき、毎月、下呂市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引を御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続について御理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収に御協力いただきますようお願い致します。

◎入湯税に係る主な改正点（平成 27 年度から）

平成 26 年度までは、日帰り入湯客に係る入湯税は、すべて課税免除としておりましたが、平成 27 年 4 月 1 日以降はその一部を課税対象としました。課税対象となるのは、入湯に係る料金（消費税等を含めない）が 1,000 円を超える場合ですが、入湯料金と飲食料金がセットとなっている場合などには、その総額で判断することとします。

※日帰り入湯税についての協議

日帰り入湯客に対する入湯税の課税免除について、下呂市では合併当時に「暫定的なもの」と定めて以来その状態が続いていました。市としましても、できるだけ早く方向性を決めることが必要と考え、内部での検討を行ってきました。

こうした中、市民の皆様や観光関係団体の方から「日帰り入湯税を徴収したらどうか」というご意見を頂戴したこともあり、市内の観光・商工団体の代表者等 17 名で構成する「下呂市観光商工振興協議会」に市長が諮問し、3 回の協議会を経て「答申書」を御提出いただきました。今回の改正は、この答申書の趣旨を尊重する形となっております。

〔答申趣旨〕 日帰り入湯税の取り扱いについて

合併当初から、南飛騨健康保養地構想により、安価な料金設定により多くの市民に温泉を利用していただくよう推進してきた。また、消費税の増額による利用者へ負担が増えた事、燃料の高騰等により施設の経営が厳しい事により、現時点での日帰り入湯税を取り巻く環境は難しい状況であると思われる。

但し、現在観光客の誘致は非常に厳しい状況にあり、今後多くの観光客を誘致するには、インフラ整備、まちづくり整備が喫緊の課題であることから、交付税や税収の減額が想定される中、日帰り入湯税を課税し、それらの整備に充当することが望ましいと考える。

以上のことから、日帰り入湯に対し入湯税を課税することとするが、課税に際しては一定の基準金額を定めるなど、また税率においては奢侈性を鑑み、宿泊を伴う入湯とは差を付けることが適当であることから、日帰り入湯料金が 1,000 円以上の場合、100 円の入湯税を課税されるよう答申する。

1 入湯税の概要

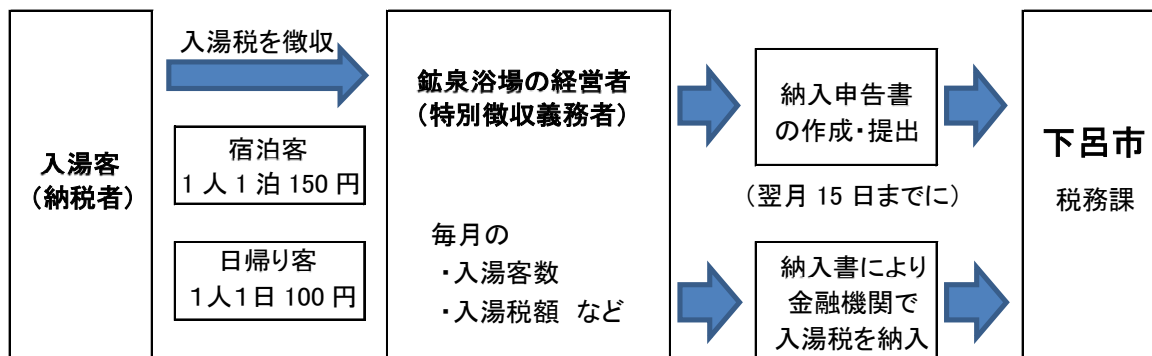
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。下呂市においては、主に観光振興を目的とした事業の貴重な財源として活用させていただいております。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によらなければならないとされています。

(1) 下呂市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税を免除される方	① 年齢12歳未満の方 ② 共同浴場、または一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方 ③ 学校（大学を除く）が行う教育目的上の行事に参加する生徒及び引率者 ④ 日帰りで入湯する方で、入湯に係る料金（飲食料を含む場合はその総額。消費税等を含まない）が1,000円以下の場合
税 率	① 宿泊客 1人1泊につき150円 ② 日帰り客 1人1日につき100円 ※②平成27年4月1日から適用
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
特別徴収の手続き	特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を下呂市に納入。
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を市長に提出。 ② ①の内容に異動があるときは、直ちにその旨を市長に申告。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存。

(2) 入湯税納入の流れ



2 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水，鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

※ 温泉利用の許可を受け、旅館業法の適用を受ける宿泊施設の浴場が該当します。

※ 温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税対象となります。

3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢 12 歳未満の方

- ・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場、または一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方

- ・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
- ・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

※銭湯：物価統制令の規定に基づき県知事が入浴料金の上限を指定している施設

(3) 学校（大学を除く）が行う教育目的上の行事に参加する生徒及び引率者

- ・対象となるのは学校として行う（参加する）行事に限られます。学校長の証明がある「入湯税課税免除届出書」の提出が必要です。 ※10ページの記入例参照
- ・学校教育法第1条で規定する学校のうち大学以外を対象とします。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校です。したがって、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても免除の対象になりません。
- ・小学生以下の方は、上記(1)の規定が優先されます。
- ・「引率者」とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等です。旅行業者の添乗員やカメラマン、体育大会での応援の保護者などは該当しません。

(4) 日帰り入湯する方で、入湯に係る料金（料金に飲食料を含む場合はその総額。消費税等を含まない）が1,000円以下の場合

- ・料金に入湯料金以外の料金が含まれる場合（いわゆるセット料金が設定されている場合）には、その総額を「入湯に係る料金」とみなします。
- ・入湯が可能な施設であっても、食事のみの提供で入湯がない場合においては入湯税の課税対象とはなりません。
- ・日帰り客に貸切風呂を提供する場合、利用人数の把握が困難なことなどから、課税対象は最少人数（1人）とします。
- ・回数券については、1回分の料金が1,000円を超えているかどうかで判断します。

【日帰り入湯客に係る課税・課税免除の判断基準】

※A・Bが揃えば課税

A. 入湯があるかどうか？

B. 料金が（消費税を含まず）1,000円超か？

例① 入浴のみ	1,000円	⇒	A. ☐ あり	B. 以下	⇒課税免除
例② 入浴のみ	1,200円	⇒	A. ☐ あり	B. ☐ 超	⇒ ☐ 課 ☐ 税
例③ 入浴＋軽食セット	1,000円	⇒	A. ☐ あり	B. 以下	⇒課税免除
例④ 入浴＋食事プラン	2,000円	⇒	A. ☐ あり	B. ☐ 超	⇒ ☐ 課 ☐ 税

※入湯料または食事料が割引となるプランを含みます。

例⑤ 会席プラン（入浴付）	3,000円	⇒	A. ☐ あり	B. ☐ 超	⇒ ☐ 課 ☐ 税
---------------	--------	---	--------------------------------	-------------------------------	---

※入湯料をサービスとする場合を含みます。

例⑥ 料理のみ（入浴なし）	3,000円	⇒	A. なし		⇒（非課税）
---------------	--------	---	-------	--	--------

※自由に入浴ができる場合は〔例⑤〕、入浴料が割引される場合は〔例④〕に該当します。

※食事料とは別に通常料金で入湯される場合は、〔例①・②〕で判断します。

※食事料とは別に通常料金で入湯される場合は、〔例①・②〕で判断します。

4 税 率

(1) 宿 泊 客 1人1泊につき150円

(2) 日帰り客 1人1日につき100円

- ・同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

5 徴収の方法

入湯税の徴収は**特別徴収の方法**によります。

特別徴収とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、下呂市に納入していただく方法です。

6 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、**鉱泉浴場を経営されている方**です。

7 特別徴収の手続き

(1) 納入申告書の提出

※9ページの記載例参照

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書による納入

納入金については、毎月15日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する金融機関等を通じて納入書により納入してください。

【市税の納付・納入場所】

※令和7年4月1日現在

①指定金融機関、 収納代理金融機関	益田信用組合、飛騨農業協同組合、 十六銀行、大垣共立銀行、高山信用 金庫、関信用金庫、八幡信用金庫	各本店及び支店
②その他	下呂市役所窓口	

(3) 電子申告について

令和5年10月16日からeLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）にて申告および納付ができるようになりました。詳しくは下呂市HPをご覧ください。（記事ID:0025225）

8 延滞金・加算金

(1) 延滞金 （カッコ内は令和7年1月1日～令和7年12月31日の割合）

法定納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

① 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで （年2.4%）

※各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

② ①の翌日以降 （年8.7%）

※特例基準割合に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※特例基準割合：銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が告示する割合 + 1%

(2) 加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は次のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加 算 金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれが多い金額を超える部分については5%を加算)
不 申 告 加 算 金	期限後に申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定があった場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(地方税法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第701条の12第4項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (地方税法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (地方税法第701条の13第2項)	不足税額×40%

9 経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した「経営申告書」を提出してください。
※11ページの記載例参照

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

(2) 申告した内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告をお願いします。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、経営申告書については、鉱泉浴場を経営する全ての方に必ず提出していただく必要があります。

10 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、①毎日の入湯客数、②課税免除となる入湯客数、③課税対象となる入湯客数及び④入湯税額などを帳簿に記載し、1年間保存してください。（条例では1年間としていますが、可能な限り5年間保存してください。）

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

11 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、御協力をお願い致します。

12 入湯税の使途と収納状況

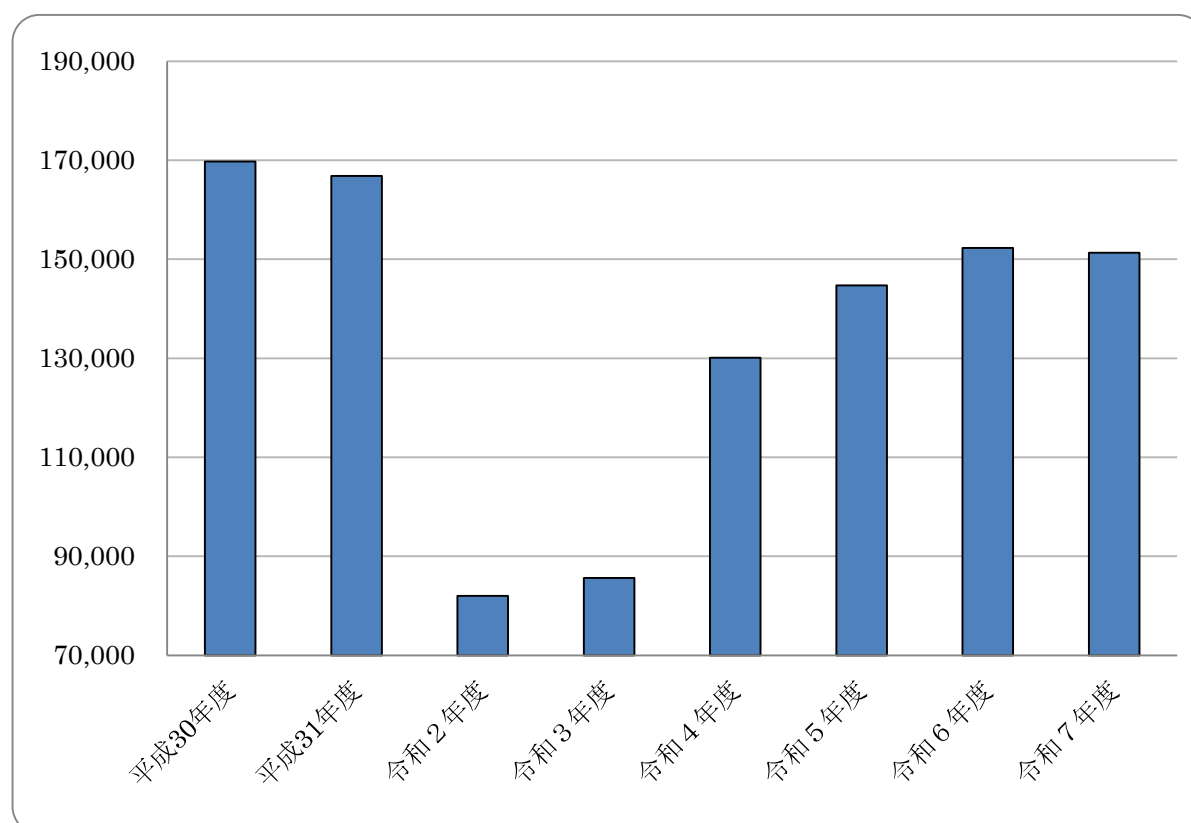
(1) 入湯税の使途（令和7年度予算）

【入湯税の充当状況】

（単位：千円）

区 分	予算区分	事業名	事業費	うち入湯税	一般財源
鉱泉源の保護・管理施設	観光振興費	温泉保護費 （温泉保護のための補助金）	5,300	5,300	0
観光施設の管理・整備	自治振興費	地域振興事業 （温泉街街路灯維持管理経費分）	2,000	2,000	0
観 光 振 興 費	財産管理費	公共事業基金費 （観光振興事業積立金）	35,000	22,000	13,000
	観光振興費	観光振興団体活動事業助成費 （市内各地域の観光協会補助金） （各観光協会観光客誘客イベント）	106,062	66,482	39,580
		観光客誘致対策事業 （観光客特別誘致対策協議会実施事業） （街歩き推進事業） （インバウンド誘致対策負担金）	133,250	51,706	81,544
		観光客受入環境整備事業(サステイナブル観光)	11,153	5,000	6,153
	事務局費	学校教育諸経費(次世代観光教育業務)	1,100	1,100	0
合 計			293,865	153,588	140,277

(2) 入湯税の収納状況（平成30年度～令和7年度）



13 申告書等の記載例

(1) 納入申告書

様式第 65 号			※表紙に記載されている番号	
			指 定 番 号	〇〇
〇〇年 3 月分 入 湯 税 納 入 申 告 書				
下呂市税条例第 145 条の規定により、入湯税の納入について申告いたします。				
〇〇年 4月10日				
特別徴収義務者 〇〇〇〇				
※個人であれば鉱泉浴場の経営者名				
法人であれば鉱泉浴場を営んでいる法人名及び代表者名				
下 呂 市 長 様				
			宿 泊 客 分	日 帰 り 客 分
入 湯 客 総 数 ①			1,500 人	300 人
課 税 免 除 区 分	12 歳未満の者	㊦	150 人	50 人
	学校教育行事	㊧	50 人	20 人
	入湯料金（飲食料等を含む場合はその総額。消費税別）が 1,000 円以下の日帰り入湯	㊨		30 人
	その他	㊩	0 人	0 人
課税免除となる入湯客数(㊦+㊧+㊨+㊩)		②	200 人	100 人
課税対象となる入湯客数(①－②)		③	1,300 人	200 人
税 率 ④			1 5 0 円(入湯客 1 人 1 日(泊)につき)	1 0 0 円(入湯客 1 人 1 日につき)
入 湯 税 相 当 額 (③ × ④) ⑤			^㉞ 195,000 円	^㉟ 20,000 円
納入すべき入湯税額(㉞＋㉟) ⑥			215,000 円	
備 考				

※ 毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末までに徴収すべき入湯税について申告し、納入書にて納入してください。

※ 下呂市税条例第 150 条の規定により、入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿等に記載しなければなりません。また、帳簿は 1 年間保存してください。

※宿泊数による延べ人数…連泊する場合は宿泊期間中の 1 日ごとに数える

(例) 1 人で 1 泊の場合 「1 人」と記載 1 人で 2 泊の場合 「2 人」と記載

(2)教育目的上の行事での入湯税課税免除届出書

※生徒 60 名 引率者 4 名で 2 泊する場合

入湯税課税免除届出書			
施設利用期間		〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	
行事及び内容		修学旅行のため（下呂市内を訪問）	
入 湯 人 員		128 人	内引率者 8 人
入湯する 施 設	所在地	下呂市森〇〇〇番地	
	名 称	〇〇〇〇ホテル	
下呂市長 様（入湯施設経由） 学校長等が署名した日⇒ 〇〇年 〇月 〇日 下呂市税条例第 142 条第 4 号に定める入湯税の課税免除に該当しますので、次のとおり届け出ます。 学校名 〇〇〇立 〇〇〇学校 学校長 〇〇 〇〇 〇〇〇学 校長之印 学校長等の記名押印が必須			

※入湯税特別徴収義務者（入湯施設）へ提出してください。

提出がない場合は、入湯税は免除されません。

※課税免除となるのは、学校教育又は社会教育上の見地から行われる行事に参加する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）の園児・児童・生徒及びその引率者です。この届出書による学校長等の証明が必要となります。

(3) 経営申告書

様式第 72 号

鉾 泉 浴 場 経 営 申 告 書

〇〇年 〇月 〇日

下呂市長 様

特 別 徴 収 義 務 者	住所（法人にあっては その主たる事業所の所 在地）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	
	氏名（法人にあっては その名称及び代表者の 氏名）	※鉾泉浴場の経営者名 （法人名及び代表者）	個人番号・法人番号 ××××××××××××××
名 称 及 び 所 在 地 等	名 称 又 は 屋 号	〇〇〇〇ホテル	
	鉾泉浴場施設の所在地	下呂市森〇〇番地	
	電 話 番 号	0576-〇〇-〇〇〇〇	

下呂市税条例第 149 条の規定により、次のとおり申告します。 ※内容によって記載（例は休業の場合）

申告区分（右の該当する項目に ○をつけてください）		経営開始	変更	休業	廃止
経営開始	経 営 開 始 年 月 日	年 月 日			
変 更	変 更 内 容				
	変 更 前				
	変 更 後				
	変 更 年 月 日	年 月 日			
休 業	休 業 期 間	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 まで			
	休 業 理 由	改装工事を行うため。			
廃 止	廃 止 年 月 日	年 月 日			

・ 変更の場合（例）特別徴収義務者の変更の場合

変更内容…鉾泉浴場の経営者が替わったため。
変更前…株式会社〇〇旅館 変更後有限会社〇〇屋
（法人を解散し、個人経営になった場合も含む）
変更年月日…〇〇年〇月〇日

・ 経営開始及び廃止の場合

各々経営開始年月日と廃止年月日を記入

14 Q & A

Q 1 宿泊客の1人から、病気やケガなどにより温泉に入湯できないとの申出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか。

A 1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して課税されるものですので、特殊な事情等により入湯できない場合には入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているときには、ご返金いただく必要が生じます。この場合、納入申告書の「入湯客総数」には加えないようにお願いします。

入湯しているかどうかの判断については、宿泊客が入浴されないということは考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられます。このことから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものとみなし入湯税を徴収してください。

Q 2 日帰りの入湯において、休日と平日で利用料金が異なる場合、利用料金1,000円以下の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。

A 2 入湯客が実際に支払う額が1,000円（消費税込1,100円）以下であれば、入湯税は免除されます。例えば、平日は800円、休日は1,200円という料金設定であれば、平日の入湯税は免除されますが、休日は課税対象となります。

Q 3 日帰りの入湯において、無料券、割引券又は回数券を使用した場合、利用料金1,000円以下の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。また、「湯めぐり手形」についてはどう考えればよいですか。

A 3 無料券での入湯は、利用料金が0円ですので入湯税は免除されます。また、割引券を使用した場合は、割引後の利用料金として入湯客が実際に支払う額が1,000円以下であれば、入湯税は免除されます。

回数券については、1枚あたりの利用料金で判断します。回数券1枚あたりの利用料金が1,000円以下であれば、入湯税は免除されます。「湯めぐり手形」は、回数券と同様の考え方により課税免除となります。

Q 4 日帰りの入浴施設において、500円の料金で入湯後に600円の食事をした場合は、課税対象となりますか。

A 4 セットでの割引等がない場合（入湯料金と食事料金の関係がない場合）は、入湯料金が1,000円以下であれば課税免除となります。

Q 5 通常の入湯料金は 1,000 円ですが、これに食事をセットした「昼食プラン」を 2,500 円で提供しています。この場合には入湯税は課税されますか。

また、料金は食事代のみとして、「入浴料サービス」「入浴料割引」等のプランを設定した場合はどうでしょうか。

A 5 入湯と食事がセットになっている場合、その総額が1,000円を超えていれば課税対象となります。また、食事料の支払いによって自由に入湯ができたり、入湯料金が割引になったりする場合は、表記の有無に関わらず一つのプランとして同様の取り扱いになります。

Q 6 法事や忘年会等で利用してもらう場合には、料理のみ提供することが多いのですが、入湯税の課税対象となるのでしょうか。また、希望される方には別料金で入湯料を頂いていますが、この場合の取り扱いはどうなりますか。

A 6 食事のみの提供で入湯がない場合には、入湯税の課税対象とはなりません。また、別料金で頂く入湯料金については、1,000円以下であれば課税免除となります。

ただし、事実上、自由に入湯ができる場合や、入湯料金が割引となる場合などには、Q 5 でのセット料金と同様の取り扱いになりますのでご注意ください。

Q 7 貸切風呂の入湯税は、どうやって決めればいいのでしょうか。

A 7 貸切風呂については、本来なら入湯される人数によって入湯税額が算定されるべきですが、実務的には実際の入湯人数を確認することは困難です。また、利用料金も人数に関わらず一定であることから、料金が1,000円を超える場合には、利用 1 回につき最少人数（1 人）の入湯税を課すこととします。

Q 8 入湯税を申告しなかったり、納入しなかったりした場合は、どうなりますか。

A 8 法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告がされなかったり、過少な申告をされたりした場合には、加算金が課されることがあります。また、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくこともあります。

期限までに納入されず、督促があってもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うことが必要となりますので、適正な申告納入をお願い致します。

15 参考資料（条例の規定等）

下呂市税条例（抄）

※平成27年4月1日から適用

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- （1） 12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者
- （2） 共同浴場、一般公衆浴場入湯料金の範囲内で入浴できる鉱泉浴場に入湯する者
- （3） 地域住民の福祉の向上を図るため、地方公共団体等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者
- （4） 学校教育又は社会教育上の見地から行われ行事に参加する、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の生徒及び引率者
- （5） 入湯に係る料金（当該入湯に係る料金に飲食料等が含まれる場合は、その総額。消費税額及び地方消費税額を含まない。）が1,000円以下の場合において、宿泊を伴わないで入湯する者
- （6） その他市長が特に認める者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日（第1号の場合にあつては、1泊をもって1日とする。）につき、次の各号に掲げる額とする。

- （1） 宿泊を伴う入湯 150円
- （2） 宿泊を伴わない入湯 100円

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条 削除

第147条 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

（1） 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

（2） 鉱泉浴場施設の所在地

（3） 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項

の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

地方税法（抄）

第4章 目的税

第4節 入湯税

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

（1）特別徴収義務者

（2）納税義務者及び納税義務があると認められる者

（3）第2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令の定めるところにより、第1項に規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（入湯税に係る検査拒否等に関する罪）

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（1）前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（2）前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記録若しくは記録した帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（3）前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（入湯税の脱税に関する罪）

第701条の7 第701条の4第2項の規定によって徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかった金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかった金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して第1

項の違反をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があった場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前2項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前3項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅延なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第701条の10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条の第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由がある認める場合においては、前項の延滞金額を免除することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第701条の11 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び申告加算金)

第701条の12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りではない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第701条の9第2項の規定による決定があつた場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合

(3) 第701条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項

に規定する納入すべき税額（同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。）又は重加算金（次条第3項において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（入湯税に係る納入金の重加算金）

第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令に定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第2項の規定に該当する場合（同項ただし書きの規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。